

2006年7月13日
(平成18年)

財団法人藤沢市まちづくり協会
会長 松村悠造様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

自転車等駐車場の運営管理業務に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、コンピュータ処理並びに目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2006年7月6日付けで諮問（第197号）された自転車等駐車場の運営管理業務に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、コンピュータ処理並びに目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。
- (3) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供することについては、3審議会の判断理由の（3）に述べたところにより認められる。
- (4) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人に通

知をしないことの合理的理由、コンピュータ処理をする必要性並びに目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人に通知しないことの合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

現在、藤沢市においては15箇所の有料自転車駐車場（以下「駐車場」という。）を設置しているが、その管理運営を財団法人藤沢市まちづくり協会（以下「協会」という。）が一括して藤沢市から指定管理者として指定を受けて行っている。15箇所の駐車場のうち、13箇所の施設が24時間供用可能であり、午後8時00分から午前6時30分までと日曜・祝日については管理人を配置せず、無人となっている。昨年度の利用台数は、1日あたり平均で8,500台を超えている。このような状況の中、自転車の盗難等の件数は平成18年1月から5月までの間に報告を受けたものだけで33件発生している。

これまで自転車の盗難等を防止するための対策として、駐車場内に設置してある防犯カメラによる映像をビデオテープに保存してきたが、この映像は本人以外のものから収集する個人情報であることから、条例第10条第4項の規定により今回の諮問に至ったものである。

また、駐車場の建築年数は15年を超えるものが多くなり、今年の4月1日に藤沢市により建て替えられた駐車場の防犯カメラによる映像の保存方法については、従来のビデオテープによるものからハードディスクに保存する機種に変更され、今後新設される駐車場や建て替えられる駐車場についてもハードディスクに保存する機種となることが見込まれる。

ハードディスクに保存する方法は、コンピューターを使用して行われる情報の蓄積であることから、条例第18条のコンピュータ処理に該当するため、今回の諮問に至ったものである。

また、平成18年1月から5月までの間に司法警察職員としての職務を行う者から刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査関係事項照会書により、防犯カメラによって撮影し、録画した画像（以下「防犯カメラ画像データ」という。）の目的外提供の依頼が2件あり、いずれも藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、個人情報を目的外提供することの必要性及び目的外提供することに伴う本人通知の省略について合理的理由があるとして承認するとの答申を得ている。

自転車の盗難事件については、報告が多数あり、今後も司法警察職員としての職務を行う者等から刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査関係事項照会書により、防犯カメラ画像データの目的外提供の依頼がされ、迅速な対応を求められることが予想される。そこで、今後、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査関係事項照会書により防犯カメラ画像データの目的外提

供を求められた場合に、目的外提供を受けようとする者にとって当該求めた方法以外に情報を入手する手段がないと協会の会長が判断した場合に限って藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問の手続きを経なくても目的外提供できるという包括的な取り扱いをしたく、諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ画像データの収集の目的は、自転車の盗難等の犯罪を防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像データ

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

防犯カメラの映像の保存にあたり、従来の電磁的媒体はビデオテープであったが、ビデオテープは一定期間保存されたのち反復して使用されるため、消耗度が高く画像の劣化等長期的な使用は困難となっている。一方ハードディスクによる画像の保存は、その蓄積容量もビデオテープに比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易なこと及び機器自体の値段も安価なことから、コンピュータ処理による方式に移行する必要性があると判断したものである。

イ コンピュータ処理をする個人情報

防犯カメラ画像データ

ウ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては、録画機器であるハードディスク及び画像を複写するためのパソコンは、管理事務所に配置しワイヤーにより固定することで持ち出しを防止する。また、操作を行う際にはパスワードの設定をしておき、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外には利用ができないよう利用者を制限している。日常的な管理としては、条例の定めるところに従い、適正に取り扱うこと及び「財団法人藤沢市まちづくり協会防犯カメラ運用基準」を定め、管理を行っている。

なお、設置機種は、画像の編集・加工を行うソフトは搭載されておらず、保存期間である2週間分の画像をハードディスクに保存し、順次上書きがされるようになっている。また、ネットワーク機能が内蔵されているが、この機能は使用せず、防犯カメラの画像の保存及び情報提供の必要時の検索・出力以外には使用しないこととする。

(4) 目的外提供について

ア 目的外に提供する必要性

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会は、当該施設内で発生した自転車盗難事件の捜査のために正当な請求権を有した司法警察員職員等によって行われるものであり、公共の福祉を維持するため必要な捜査を行うにあたり、その権利付与の規定に基づき正当な権限を有する者によって行われるものであることから、当該照会の正当性及び公益性が認められ、事件の解決は、当該施設利用者である被害者を救済することでもあり、そのことが当該施設を管理する当協会の利益と合致するものである。

また、当該事件の解決には照会に対する早急な対応が特に重要となることから、今後の防犯カメラ画像データの目的外提供については、目的外提供を受けようとする者にとって当該求めた方法以外に情報を入手する手段がないと協会の会長が判断した場合に限って、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問の手続きを経なくても目的外提供できるという包括的な取り扱いをさせていただく必要性があると判断したものである。

イ 目的外に提供する提供先

司法警察職員としての職務を行う者、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ画像データ（必要最低限の時間に限る）

(5) 本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、当該画像データで確認される個人と当該施設利用者名簿等による照合によって人物を特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本件にかかわる本人通知を省略したい。

(6) 実施時期（予定年月日）

本人以外のものから収集する個人情報 平成16年4月1日

コンピューター処理について 平成18年4月1日

防犯カメラの画像データの目的外提供及び目的外提供に伴う本人通知の省略について 平成18年7月14日以降

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下（1）から（4）までの判断をするものである。

(1) 本人以外から収集する必要性について

防犯カメラ画像データの収集目的は、自転車の盗難等の犯罪を防止するため

に行うものであり、本人の同意を得て収集する方法では収集の目的を達成することが困難であることから、個人情報をも本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

防犯カメラの映像の保存に当たり、ハードディスクと従来のビデオテープとを比較すると、ハードディスクの方がビデオテープよりデータの蓄積容量が多いこと、長期的使用においても画像が劣化しないこと、必要な部分の画像の取り出しも容易なこと及び機器自体の値段も安価なことからコンピュータ処理を行う必要性は認められる。

イ 安全対策

録画機器であるハードディスク及び画像を複製するためのパソコンは管理事務所に配置し、ワイヤーにより固定して持ち出しの防止措置がとられていること、操作を行う際にはパスワードの設定がされ、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外は利用できないよう利用者を制限していること、日常的な管理として条例の定めるところに従い適正に取り扱っていること及び「財団法人藤沢市まちづくり協会防犯カメラ運用基準」を定め、管理を行っているため安全対策上の措置が施されていると認められる。

(3) 目的外に提供する必要性について

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会は、協会が指定管理者と指定を受けた駐車場で発生した自転車盗難事件の捜査のために正当な請求権を有した司法警察職員等によって行われるものであり、公共の福祉を維持するために必要な捜査を行うに当たり、その権利付与の規定に基づき正当な権限を有する者によって行われるものであることから、当該照会の正当性及び公共性が認められ、自転車の盗難事件の解決は当該駐車場の利用者である被害者を救済することでもあり、そのことが当該駐車場を管理する協会の利益と合致するものと認められる。

当該盗難事件の解決には照会に対する早急な対応が特に重要となることから、今後の防犯カメラ画像データの目的外提供の取扱いについては、次の内容を「財団法人藤沢市まちづくり協会防犯カメラ運用基準」に明記して取り扱うことを条件とし、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するという手続きを経なくても目的外提供できるという包括的な取扱いを認めることとする。

ア 目的外提供する個人情報の範囲を限定すること。

イ 目的外提供を受けようとする者にとって、当該求めた方法以外情報を入手する手段がないこと。

ウ 目的外提供に当たって、提供の判断をする責任者を明記すること。

- (4) 本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外提供する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、当該画像データで確認される個人と当該駐車場利用者名簿等による照合によって人物を特定することが事実上困難であり、当該本人通知の宛先が特定できないことから、本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

以 上